

伊勢市建築物における駐車施設の附置等に関する条例による届出フロー

この条例は駐車場法第20条から20条の3までの規定に基づき、建築物における自動車の駐車のための施設の附置及び管理に関し、必要な事項を定めることにより道路交通の円滑化を図り、もって住民の利便に資するとともに都市機能の維持および増進に寄与することを目的としています。

